

事業主様

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

特殊健康診断の実施について

平素より当支部の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく令和7年度前期特殊健康診断を（一財）京都工場保健会に依頼して下記により実施致します。

該当する業務に従事する労働者には漏れなく受診されますようご案内申し上げます。

お申込みは、(公社) 京都労働基準協会舞鶴支部のホームページより「特殊健康診断申込書」をダウンロードし、**4月10日(木)**までに舞鶴支部までFAX 又は E-mailでお送りください。

ホームページ→ <https://maizuru-rouki.org>

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原381-2

電話 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777

E-mail : maiduru-roukikyokai@nike.eonet.ne.jp

記

1. 健診日程表

健診会場	月 日	受付時間	受診人数	健診種別
舞鶴港湾労働者福祉センター 2階（舞鶴市松陰19-6） （電話 0773-75-4743）	6月 10日（火）	8：30～11：30	80名	有機溶剤・鉛・特化物
		13：00～15：00	50名	

2. 健診料金（基本料金と追加項目料金を合わせた金額が特殊健康診断の費用となります。）

	特殊健診項目	対象物質名	会員新料金 (税込)	非会員新料金 (税込)
基本料	有機溶剤健診基本料		¥4,532	¥5,038
	特定化学物質健診基本料			
	交代勤務健診			
	鉛健診基本料			

(裏面へ続く)

追加項目料金	有機溶剤健診： 代謝物1つあたり	トルエン、キシレン	¥2,233	¥2,233
	特定化学物質健診 代謝物1つあたり	エチルベンゼン、スチレン(2つ必須)※等	¥2,233	¥2,233
	特定化学物質健診： 分析の異なる 代謝物1つあたり	メチルイソブチルケトン、トリクロルエチレン、 N,N-ジメチルホルムアミド、 ノルマルヘキサン等	¥5,500	¥5,500
	有機・特化 (血液検査)	クロロホルム、1・4ジオキサン、 ジクロロメタン、トリクロルエチレン、 パークレン、ジフェニルメタン、 スチレン、ベンゼン等	¥2,618	¥2,618
	鉛健診	鉛	¥2,750	¥2,750
	溶接ヒューム マンガン	握力	¥418	¥418

※ スチレンについて、今回から代謝物検査は、2種類分の料金（1人 ¥4,466）が必要になります。

3. その他

(1) 特殊健康診断をしなければならない業務・対象労働者

- 1) 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤の屋内での取扱い業務（塗装、払拭洗浄等）に常時従事する労働者。健診は6か月以内ごとに1回、定期に実施。
- 2) 労働安全衛生法施行令別表4に掲げる鉛を取扱う業務（ハンダ付、鉛の溶融等）に常時従事する労働者。健診は業務により6か月あるいは1年以内ごとに1回、定期に実施。
- 3) 労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質（第一類・第二類物質等）を取扱う業務に従事する労働者。健診は6か月以内ごとに1回、定期に実施。

(2) 受診申込書の希望時間に○をつけてください。先着順で受け付けしますので、申し込み状況によりましては、受付時間の変更をお願いする場合がございますのでご了承ください。

(3) 法定項目以外の検査を希望される場合は、別途料金が発生します。

(4) 受診料の請求書は健診結果に同封して送付いたします。現金又は、振込（手数料は事業所負担）でお支払下さい。

(5) 健康診断受診の有機溶剤・化学物質についてご不明な点は、京都工場保健会までお尋ねください。

TEL 0774-48-1270 担当 事業推進部 芦田 様

(6) 申込書は（公社）京都労働基準協会舞鶴支部のホームページよりダウンロードし申し込み下さい。

ホームページ→ <https://maizuru-rouki.org/topics/>

お知らせ 次回から、問診票については、紙媒体からインターネットを利用したWeb問診に変わりますので、従来の紙媒体での問診票は廃止予定です。